

環境・気候変動対策無償資金協力事業の実施状況について(外務大臣宛て)

指摘の背景となった交換公文発効から調達代理契約締結まで2か月以上を要した実施事業に係る
贈与額(支出) 169億円

指摘の背景となった22年度末時点で工程表が作成されていない実施事業に係る
贈与額(支出) 128億円

(純計) 200億円

1 事業の概要

我が国は、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資することを目的として、政府開発援助を実施している。そして、平成21年12月に開催された気候変動枠組条約第15回締約国会議(COP15)において、我が国は、気候変動対策に積極的に取り組む開発途上国に対して、24年末までの約3年間に気候変動対策に係る支援を行うことを発表するなど、気候変動対策は、我が国の国際協力の重要分野の一つとなっている。

外務省は、この分野の支援の一環として、環境・気候変動対策無償資金協力事業を実施しており、21年12月から23年3月までの間に、我が国が援助の相手となる国又は地域(以下「相手国」という。)と交換公文を取り交わした事業は、56事業(44か国)、贈与額計452億8800万円となっている。

外務省は、上記56事業の資機材の調達等の事業が効率的、円滑かつ適切に実施されるよう、我が国と相手国との間で取り交わす交換公文において、相手国は、外務省が調達のノウハウを有するとして推薦した我が国又はイギリスの法人(以下「調達代理機関」という。)と調達代理契約を締結するものとし、調達代理機関が相手国に代わって資機材の調達等の入札・契約、支払等を実施する方式(以下「調達代理方式」という。)によって事業を行うこととしている。

調達代理方式では、外務省は、事業の実施前の定められた期日までに贈与資金の全額を相手国政府名義の銀行口座(以下「相手国口座」という。)に送金することとなっている(以下、送金を行った日を「贈与日」という。)

調達代理方式を採用した本事業は、交換公文及び事業実施に係る詳細手続に関する合意議事録、調達代理機関が制定する調達ガイドライン等(以下、これらの文書類を合わせて「交換公文等」という。)に基づいて行われることとなっている。

2 本院の検査及び現地調査の結果

本院は、調達代理方式によって実施された前記の56事業(44か国、贈与額計452億8800万円)のうち、贈与日が22年3月以前で、22年度末において贈与日から一年以上が経過している35事業(29か国、贈与額計263億4800万円)を対象として検査を実施したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 調達代理契約の締結状況

調達代理契約は、交換公文の発効後、原則2か月以内に締結されなければならないとされているにもかかわらず、相手国の手続の遅延等により、35事業中23事業(贈与額計169億円)ではその期間を超えており、うち2事業(贈与額計17億円)は交換公文の発効後一年以上が経過した22年度末においても調達代理契約が締結されていなかった。

(2) 事業の進捗状況及び完了の見込み

22年度末において贈与日から一年以上(最長1年2か月)が経過している35事業における贈与額計263億4800万円について、22年度末における状況をみると、相手国口座又は調達代理口座において253億4063万余円(贈与額の96.2%)が保有されていた。この内訳は相手国口座に17億円(同6.5%)、調達代理口座に236億4063万余円(同89.7%)で、相手国口座で保有されている17億円は、上記の(1)で記述した交換公文の発効後一年以上調達代理契約が締結されていない2事業の贈与額である。

上記のとおり、贈与額の大半が相手国口座又は調達代理口座に保有されていることから、事業の進捗状況についてみたところ、22年度末において、35事業のうち17事業（贈与額計128億円）では、工程表が作成されておらず、事業の完了予定年月が定まっていない状況となっていた。これは、外務省及び相手国は、外務省が調達代理契約を承認した後、速やかに協議会を開催して、工程表を作成することとなっているのに、外務省と相手国との間での調整に時間を要して協議会が開催されていなかったり（7事業、贈与額計58億円）、開催されていても当該協議会においては工程表の作成に至らず、以降の協議会に持ち越されていたり（10事業、贈与額計70億円）していることによるものである。そして、工程表が作成されていない17事業のうちの16事業及び工程表が作成されている18事業のうちの11事業、計27事業では、調達代理機関と請負業者との間で資機材の調達等の契約が結ばれていなかった。

3 本院が表示する意見

外務省において、贈与した資金がより効率的に活用されるよう、次のとおり意見を表示する。

ア 工程表が作成されていない事業について、相手国に対して早急に事業の具体化及び進捗を促すなどすること

イ 贈与日が22年4月以降で現在実施されている事業や、今後、相手国からの要請内容に応じて、本事業のような調達代理方式によって環境・気候変動対策無償資金協力事業を実施する場合には、事業の的確かつ迅速な実施が図られるよう、交換公文等に定められた調達代理契約の締結までの期間を遵守するよう相手国に対して働きかけを十分に行うとともに、協議会を適時に開催して工程表を早期に作成するなど事業の進捗管理を徹底したり、事業に遅れがみられた場合にはその進捗を促したりするなどして、相手国に対する協議及び働きかけを徹底すること